

兵庫県スポーツ推進委員会規約

〔名 称〕

第1条 この会は、兵庫県スポーツ推進委員会という。

〔事務所〕

第2条 この会は、事務所を兵庫県教育委員会事務局スポーツ振興課内（神戸市中央区下山手通5丁目10-1）におき、経費を含む事務を処理する。

〔目 的〕

第3条 この会は、県下のスポーツ推進委員相互の協力体制を確立して資質の向上を図るとともに、地域住民のスポーツ・レクリエーションの振興に関する事業を行い、もって県民スポーツの発展に寄与することを目的とする。

〔事 業〕

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ推進委員の資質の向上に関する研修会及び協議会等の開催
- (2) 県下のスポーツ推進委員組織の相互の連絡連携
- (3) スポーツ・レクリエーションの普及及び啓発
- (4) 関係諸団体との連絡及び協力
- (5) スポーツの振興に関する調査研究及び情報の収集・提供
- (6) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

〔組 織〕

第5条 1 この会は、県下各市町スポーツ推進委員会をもって組織する。

2 この会の事業を処理するため、次の支部を置く。

- (1)神戸 (2)阪神南 (3)阪神北 (4)東播磨・北播磨 (5)中播磨 (6)西播磨
- (7)但馬 (8)丹波 (9)淡路

〔役 員〕

第6条 この会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副会長	若干名	代表理事	若干名
理 事	若干名	監 事	若干名	幹 事	若干名

〔役員任期〕

第7条 1 この会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。補欠または増員によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

〔役員選任〕

第8条 1 この会の役員選出は、次のとおりとする。

2 会長及び副会長は、代表理事会において推挙し、理事会において承認する。

3 代表理事は、各支部の会長並びに女性委員会の代表をもってあてる。

4 理事は別表に定める定数を、支部の推薦に基づいて選出する。ただし、必要に応じて会長が推薦委嘱することができる。

5 監事は、理事のうちから会長が委嘱する。

6 幹事は、会長が委嘱する。

〔役員の仕事〕

- 第9条 1 この会の役員の仕事は、次のとおりとする。
- 2 会長は本会を代表し、これを統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 代表理事は、代表理事会の構成員として、理事会に付議すべき事項等を審議する。
 - 4 理事は、予算及び決算等重要事項を審議する。
 - 5 監事は、この会の業務を監査する。
 - 6 幹事は、会長の命をうけ、会務を処理する。

〔顧問〕

- 第10条 1 この会に顧問若干名をおくことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応え、本会の運営について助言する。

〔会議〕

- 第11条 1 この会の会議は、代表理事会及び理事会並びに女性委員会とする。
- 2 代表理事会、理事会及び女性委員会は、会長が必要に応じてこれを招集し、主宰する。
 - 3 代表理事会は、会長、副会長及び代表理事をもって構成し、理事会に付議すべき事項及び理事会において委託された事項を処理する。
 - 4 会長は、理事の3分の1以上の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。
 - 5 理事会における議事は、理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって決する。

〔経費〕

- 第12条 1 この会の経費は、次のものをもってあてる。
- | | | | |
|----|-----|-----|-----|
| 会費 | 助成金 | 寄附金 | その他 |
|----|-----|-----|-----|
- 2 会費は、年額1人800円とし、支部ごとにまとめて、毎会計年度8月末日までに納付する。
 - 3 この会で、以下の通帳を取り扱うこととする。
 - (1) 兵庫県スポーツ推進委員会（一般会計）
[三井住友銀行 兵庫県庁出張所 普通預金]
・全国連合の年会費、会議や研修会開催費、会員会費等の一般会計
 - (2) 兵庫県スポーツ推進委員会 全国普通会員会費
[三井住友銀行 兵庫県庁出張所 普通預金(決済用)]
・全国連合への会員登録費の支出入
 - (3) 兵庫県スポーツ推進委員会 特別会計
[三井住友銀行 兵庫県庁出張所 普通預金]
・毎年開催しない研修会等の支出

〔会計年度〕

- 第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔規約の変更〕

第14条 この規約の変更は、理事の過半数が出席し、出席者の過半数以上の同意を要する。

〔委 任〕

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

〔附 則〕

- 1 この規約は、昭和37年4月1日から実施する。
- 2 この規約は、昭和49年4月1日から実施する。
- 3 この規約は、昭和61年4月1日から実施する。
- 4 この規約は、平成2年4月1日から実施する。（理事の定数）
- 5 この規約は、平成5年4月1日から実施する。（会費）
- 6 この規約は、平成6年4月1日から実施する。
- 7 この規約は、平成12年5月19日から実施する。（理事の定数）
- 8 この規約は、平成14年3月28日から実施する。
- 9 この規約は、平成19年4月1日から実施する。
- 10 この規約は、平成23年9月16日から実施する。（名称の変更）
- 11 この規約は、2019年5月14日から実施する。（銀行口座の追記）

【理事の定数】（各支部とも女性理事を1名以上含むこととする。）

〔別表〕

支部名	神戸	阪神南	阪神北	東北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計 (人)
理事数	11	4	6	10	5	6	6	4	5	57
会長推薦理事	若干名									